

金蔵 税務チャンネル

～ 動画で解説！ 税務会計・相続 ～

第1回 所有財産の財産評価の必要性

2017/10/2



木村金蔵税理士事務所



金蔵 税務チャンネル

～ 動画で解説！ 税務会計・相続 ～

No. 01 — 2017年10月2日

第1回 所有財産の財産評価の必要性

- ① あなたは自分の財産が一体いくらあるのか知っていますか
- ② 知る為には、種類別に財産と収支状況の現状を把握する
- ③ 現状把握のために必要な資料を収集する
- ④ その上で財産評価をし、現状を把握する
- ⑤ 対策案を作成したら、最適な方法を実行する



① あなたは自分の財産が一体いくらあるのか知っていますか？

- イ. 「相続税」は、所有している全ての財産に対して課税される。
- ロ. 今、万一の事が起きたら相続税がいくらなのかを知っておく。
- ハ. 土地建物の賃貸収入がいくらあり、納税資金がいくらあるか。

② 知る為には、種類別に財産と収支状況の現状を把握する！

イ. 土地・建物以外に預貯金、有価証券、生命保険、ゴルフ会員権等の財産

ロ. 借入金や税金の未払等の債務

ハ. 同族会社の株価計算のための決算書、申告書、勘定科目内訳書

③ 現状把握のために必要な資料を収集する！

- イ. 土地・家屋の固定資産税課税明細書、住宅図、公図、路線価図等
- ロ. 預貯金、有価証券、生命保険その他の財産の内訳明細
- ハ. 借入金、未払税金、預り敷金、保証金の内訳明細
- ニ. 所得税の直近の確定申告書

④ その上で財産評価をし、土地の現状を把握する！

- イ. 将来にわたって所有する土地として自宅、アパート、マンションの敷地等
- ロ. 相続税納付用の土地として資材置場、駐車場、空地等
- ハ. 有効活用すべき土地として上記イ、ロ以外の土地

⑤ 対策案を作成したら、最適な方法を実行する！

イ. 損益面ではどうか：儲かるのか損するのか。

ロ. 収支面ではどうなるか：お金が残るのか持ち出しなのか。

ハ. 税金面で節税になるか：相続税、所得税、固定資産税対策になるのか。